

療養費における照会文書の宛先住所の誤りについて

公表：令和３年１０月７日

一部訂正：令和３年１０月１４日

福島県後期高齢者医療広域連合

「療養費支給申請書画像化、患者照会及び啓發文書送付業務」におきまして、令和３年９月に送付した患者照会文書の宛先住所の一部が誤った状態で送付していたことが判明しました。経過等については下記のとおりです。被保険者のみなさまには多大なる御迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

記

１．概要

業務委託契約により実施している、療養費支給に係る被保険者の方への照会について、令和３年９月分の照会文書（**311**件）を、宛先住所の一部を誤ったまま送付しました。

２．委託先の情報

株式会社 日本サポートサービス

東京都千代田区神田駿河台２－９ 駿河台フジビュービル５階

３．事故の原因と影響

委託先において照会文書を作成するにあたり、郵便番号が単純な連番、宛先の市町村名が全て「福島市」と印刷されたものが発送されてしまいました。

これにより照会対象者となった被保険者のうち、福島市にお住まいの方へは郵便番号の誤った照会文書が、福島市以外の方へは郵便番号と市町村名の誤った照会文書が届くことになりました。

４．再発防止の対応

本広域連合より委託先に対し、各作業段階におけるチェック体制の強化及び徹底を強く指示しました。

５．今後の対応

誤った文書をお届けした **311**名の被保険者へ、謝罪文を郵送いたします。

【記事の訂正について】

謝罪文の発送準備の段階で、委託先より、１名の被保険者の方について正しい宛先で送付してあったことが報告されたため、訂正いたしました。